

【行政書士合格発表 特別企画】

受験者必聴！

平成 24 年度本試験分析から

合格に必要な知識

「過去問＋α」を見極めろ！

「行政書士試験の 攻め方」

1. 平成 24 年本試験講評

2. 行政書士試験の対策

3. 効率的学習方法

**※セミナー中に使用する「本試験分析シート」は、
本レジュメの巻末に収録しています。**

TAC 行政書士講座

TAC 行政書士講座・行政書士合格発表・特別企画
「行政書士試験の攻め方」レジュメ

1. 平成24年度行政書士本試験 講評

【全体】

1、難易度

全体的には**難易度は平年通り～やや難化**といえます。

2、試験ボリューム

問題冊子のページ数が **57 ページ**でした。問題文の長文化傾向が顕著になっています。

(参考：2009—P.51、2010—P.58、2011—P.51)。

法律の正確な知識に加えて、長文の具体的事例を読ませて、法律を考えさせる出題が続いています。(特に民法は、1肢6行もある問題も存在します。)

時間が足りなかったという声も多く聞かれました。日ごろから、六法や判例など、法文書に慣れ親しみ、長文の法的文章を、短時間で正確に読み解く能力を培っておくことが必要とされています。

【法令科目】 難易度：平年通り～昨年よりはやや難化

1、5肢択一式 目標とする得点 40問中26問(160点中104点)

法令科目全体としては平年通り、昨年よりはやや難化したと考えられます。絶対的な評価としては、科目別では、【商法】難化(全5問が正解率45%未満)、【民法】やや難化です。これに対して、【基礎法学】【憲法】【行政法】はやや易化しました。ただし、【全体】で述べたように、基本をしっかり学習していれば確実に正解できる問題が多く、紛れの少ない、学習量に比例した結果がでる問題ではないかと予想されます。

【基礎法学】は、典型的な出題でした。テーマもいわゆるヤマといわれるところで、フォローの難しい基礎法学としては、比較的簡単だったといえます。

【憲法】は、基本的な条文・判例からの出題が中心ですが、例年、出題形式が論理的思考を要求するものがあり、難易度は高かったのですが、ところが、今年は、単なる条文そのまの素直な出題が多く、得点しやすかったといえます。

【行政法】は、条文・判例のオーソドックスな問題中心ですが、昨年よりやや難化です。

【民法】は、長文事例問題です。正答率50%を切る問題が4問と難化しています。

【商法】は、ほぼ条文暗記オンリーの問題中心です。内容的には過去問学習で対処できる出題でしたが、受験者の手が回らない科目ことから、難易度はもっとも高くなりました。

(1) 基礎法学（問題１～２） 昨年より易しい 目標とする正解数－２問中１問

出題テーマは、判例に関する一般知識問題と、「みなす」「推定する」の法律用語問題でした。基礎法学の出題としては典型テーマです。内容的にも易しいといえます。

(2) 憲法（問題３～７） 昨年より易しい 目標とする正解数－５問中４問

２３年は、人権３問、統治２問でしたが、２４年は、人権２問、統治３問でした。

統治分野は、条文を正確に押さえれば解ける旧来通りの典型的な知識問題でした。２３年度のように、暗記するだけでは対応できない法的思考力が試される問題ではなく易しい問題です。人権分野は判例をベースとした問題で、こちらも解答の易しい問題だったといえます。

《統治分野》 テーマは、内閣の責任（問題３）、議員と国務大臣（問題４）、財政一般（問題５）でした。いずれも典型テーマの上、素直な条文問題でした。いずれも正答率が６０％を超える、高い正答率の問題となっています。

《人権分野》 テーマは、生後認知児童国籍確認事件を題材とした問題（問題６）、労働組合の活動（問題７）でした。問題６は、現場思考の問題でしたが、素材は、受験生なら必ず押さええている近時の違憲判決ですので、正答率が９０％近くなっています。問題７の労働に関する部分は、受験者の手が回らない部分ではありますが、正誤判断が明らかな選択肢が多く、消去法で正解を出せた問題といえます。

(3) 行政法（問題 8 ～ 26）例年よりやや難しい 目標とする正解数－19 問中 13 問

出題ミスが 1 問（問題 16）ありました。正答率が 40% を割り込む問題もあります（問題 11、問題 22、問題 26）が、例年通り、基本的な条文・判例を正面から問う問題が中心で、ほとんどが正答率 50% を超える問題で、なおかつ、60% を超える問題も 12 問ありました。行政法全体としては、例年通り、応用力を問うというよりも、条文・判例の知識を正確に身につけているかが問われるものでした。

《一般的な法理論》 この分野 4 問のうち近時出題割合が増加傾向にあった行政組織法（行政組織法、公物法、公務員法）から出題はありませんでした。受験界では、組織法絡みは重要でないとされており、受験者もあまり手が回らない分野ですが、この分野からの出題がなかったことは、受験者にとってはプラスに働いたといえます。

もちろん、23 年まで、3 年連続、行政組織法から 2 問以上出題がなされていたので、今年、行政組織法からの出題がなかったからと言って、試験実施側が行政組織法を重要視していないと即断するのは危険といえます。

また、行政作用法の分野では、毎年出題されていた「行政の実効性確保の手段」からの出題がありませんでした。反対に、典型テーマである「行政裁量」（問題 26）が出題されました。行政裁量については細かい判例が出題されていますので正解率は 30% 台になっています。問題 26 以外の 3 問は正解しなければなりません。

《行政手続法》 例年、条文プロパーの分野ですが、今年は判例が出題されました（問題 13）。準備していなかった人も多いようで、正答率は 50% を切っています。また、テーマとしては典型的な「申請に対する処分」に関する問題 11 ですが、素材が廃棄物処理法であったため、この問題を飛ばしてしまった受験生が多いからか、正答率は 3 割を切っています。行政手続法は例年、3 問全問正解しなければならない科目ですが、24 年度の試験では、3 問中 1 問しか正解できないような難易度の高い問題でした。ここを得点源としていた受験者にとってはつらい科目となりました。

《行政不服審査法》 ここは例年条文知識が問われる科目ですが、23 年には判例を素材とした出題がなされました。しかし、24 年は元に戻り、2 問とも条文をベースとした出題でした。判例知識を問う選択肢が 1 肢ありましたが、正解肢に絡まない選択肢でしたので、実質は判例知識は不要だったといえます。出題テーマも基本的で、正答率は 68%、83% と高く、2 問ともに正解しなければなりません。

《行政事件訴訟法》 22年、23年と判例の出題はありませんでしたが、24年は典型的な判例問題が出題されました（問題18）。新司法試験では、行訴法は判例学習が中心になされていますので、この類のハイレベルな問題は典型的な出題ですが、行政書士試験では今までは出題がありませんでした。しかし、このようなタイプの出題がなされたことで、今後は、新司法試験のようなハイレベルな判例問題の出題が増えると予想されます。ただし、出題としては、予備校がこぞって予想していたタイプの問題ですので、正答率は高くなっています。その他の2問は、従来通りの典型的な条文問題です。訴訟類型（問題16・ただし疑義問のため全員正解）、原告適格（問題17）とテーマも典型です。ここも、3問正解したいところです。

《国家賠償法》 問題19は、現場思考の論理問題でしたが95%の正答率でした。もう一問も、従来通りの、国家賠償に関する判例をベースとして問う出題でした。2問とも正解できるレベルの問題です。ここも、2問正解しなければなりません。

《地方自治法》 出題数は2年連続で3問でした。かつての5問時代と比較すると、地方自治法の重要性は減少しています。出題内容は、例年通り、ほぼ条文プロパーの出題です。問題21の国と地方公共団体の紛争についての出題です。ここは、地方自治法のなかでも、受験者が最も不得意とするところですが、6割以上の方が正解されており、内容的には易しいものでした。また、問題23の長と議会の出題も、最重要なテーマですので8割の方が正解されています。この2問は確実に正解しなければなりません。ただ、問題22は、個数問題のため正答率が20%を下回っており、この問題は捨て問レベルといえます。地方自治法は3問中2問正解しなければなりません。得点できる問題と、できない問題の見極めが重要になります。そのために、基本は徹底的に押さえておく必要があるといえます。

《行政法総合》 24年では、行手法、行訴法、情報公開法などの様々な行政関連法を横断的に問う問題が2問出題されました。一つのテーマを様々な角度から捉えることができる視点が要求されます。行政法関連の実務的な問題といえます。行政法を縦割りで理解するだけでなく、横断的に考える力が要求されているといえます。その意味で、やや正答率は低くなっています。2問中1問は得点したいところです。

(4) 民法（問題 27～35） 難しい 目標とする正解数－9 問中 5 問

昨年同様、選択肢 1 肢につき 3 行～6 行程度の長文問題が中心でした。ただし、出題形式については、23 年が 9 問中 8 問が具体的な事例問題であったのに対し、24 年で具体的な事例問題は 9 問中 5 問と減少しました。もちろん、長文問題ですから、どの問題も正誤判断に時間を要することには変わりはありません。また、長文の条文問題に対応するためには、条文を具体的事例に当てはめて、より深い理解をしているかどうかが決め手となります。その意味では、例年通り、条文・判例を具体的に十分理解した上で正誤判断が求められる、ハイレベルな出題といえます。

とはいえ、出題テーマは基本的なものが中心です（問題 27 能力、31 売主の担保責任、32 無償契約、33 賃貸借、34 不法行為、35 相続）。24 年の特徴的なこととしては、行政書士試験で、いままでに出题されたことのない譲渡担保（問題 30）というテーマや、やや発展的な問題として、代理人と使用者の違い（問題 28）や、通行地役権・囲繞地通行権（問題 29）という細かいテーマも出題されました。

23 年に 4 問出題された横断問題はありませんでした。その意味では、知識に混乱をきたすことなく、正解にたどりつきやすかったといえます。

なお、昨年 1 問となった家族法は今年も 1 問でした。この問題は個数問題のため正答率は 30 パーセントです。

以上から、23 年で顕著となった、実用的な法律知識が要求される度合いは、24 年でやや後退したといえます。23 年では、50%以上の正答率の問題は 4 問でしたが、24 年では、6 問あり、正答率 50%以上の問題を確実に正解すれば、民法の合格ラインはクリアできる内容でした。ここでも、基本的な問題をしっかり得点できているかどうかが決め手になっているといえます。9 問中 5 問の得点が目標です。

(5) 商法（問題 36～40） 例年通り 目標とする正解数－5 問中 3 問

例年通り、条文問題を中心とする出題でした。商法分野は、24 年は商行為からの出題でした（問題 36 商事留置権）でした。一方、会社法の 4 問は典型テーマ（設立、株主の権利、監査役設置会社、委員会設置会社、合併）でした。昨年と異なり、今年の問題は、過去問の学習で対応できるレベルの問題でした。このように、出題内容は典型テーマでしたが、正答率は 5 問すべて 45%未満と、そもそも商法会社法まで手が回らないせいか、得点できていない方が多かったといえます。得点が難しい商法・会社法だからこそ、過去問を徹底的に学習することで効率的に得点を稼ぎたい科目です。商法総則 1 問と会社法 2 問の計 3 問は得点したい問題です。

2. 多肢選択式 易 目標とする得点－12穴中10穴（24点中20点）

例年24点中20点が要求される多肢選択式です。今年は、難しい空欄はなく、満点も可能なレベルでした。20点が目標ラインです。

問題41（憲法）は、旭川学力テスト事件の出題です。学問の自由のところで、必ず取り上げる判例ですので易しい問題といえます。少なくとも、3つは埋められる問題です。

問題42（行政法）は、平成24年2月に出された最新判例を素材とする問題でした。最新判例のため、読んだことのない方も多くいたと思われますが、現場思考で穴埋めできるレベルの問題で、これも易しい問題といえます。ここも、3つは埋めたい問題です。

なお、試験年に出された最新判例が出題されたことから、余裕があれば、最新判例のフォローもしておきたいところです。ただ、本問でもそうですが、最新判例を出題する場合、出題者の意図としては、受験者が読んでいないことを前提として、現場思考を行わせたいと考えているものと思われます。したがって、最新判例にあまり神経をとがらす必要はなく、やはり基本的な法的思考を培っておくべきといえます。

問題43（行政法）は、行政組織法からの出題です。5肢択一式で出題がなかった分、多肢選択式で行政組織法が出題されました。やはり、出題者側の意図として、行政組織法もしっかり学習しておいてほしいと考えていることは確実といえます。ただ、内容的には、現場思考ですべて穴埋めできるレベルの易しい問題です。

3. 記述式 昨年より、やや易化 目標とする得点ー60点中36点

24年は、行政法が基本概念の問題。民法が条文問題でした。3問とも事例問題でしたが、特に複雑な事案ではありませんでした。したがって、事案を読み解く能力が求められるというよりも、訴訟の内容や要件を知っているかどうかが端的に問われる問題といえます。23年は、キーワードを示した上で、具体的な内容を示すことが求められましたが、24年は、キーワードをしっかり書ければよいという問題でした。その意味では、現場思考型、応用型というよりは、暗記型の出題といえます。

ただし、覚えていなければ書けないという意味では、書ける人は高得点だけれども、書けない人はまったく得点できないということにもなります。得点できている人と、できていない人の差が開くのではないかと考えられます。

問題44（行政法）は、記述頻出の行政事件訴訟法からの出題です。「形式的当事者訴訟」とその内容を書かせる出題でした。具体的な事案から、原告が提起すべき訴訟が「形式的当事者訴訟」であることが分かれば、あとは、その内容を事例に合わせて書くことになります。「形式的当事者訴訟」は、行政事件訴訟法の基礎知識ですので、これが分かるかどうかがこの問題を解くカギとなります。逆に言うと、「形式的当事者訴訟」という言葉が出てこない、その後の内容を書くことができず0点という事になる可能性も多分にある問題といえます。

しかし、ここで扱われている事案は、23年の5肢択一式で出題された事案とほぼ同じでしたので、過去問を丁寧に学習している方であれば、簡単に「形式的当事者訴訟」であることが分かる問題でした（巻末資料）。その意味でも、12～14点程度の得点はしたい問題です。難易度としては、難しいレベルとは言えません。

問題45（民法）は、債権総論から保証人の検索の抗弁についての出題でした。検索の抗弁の要件は、毎年ヤマとされる場所でした。したがって、独学者にとっては難しい問題ですが、予備校を利用している受験者にとっては簡単な問題といえます。独学者と予備校利用者で一番差が出る問題といえるでしょう。12～14点程度は得点したい問題です。

問題46（民法）は、家族法（相続）からの初出題でした。家族法からの出題の可能性は低いというのが受験界での通説でしたので、記述用に家族法を学習されている方はほとんどいないといえます。ただし、この問題も、内容的には、遺留分減殺請求権という基本概念に関する出題でしたので、基礎学習をしっかりしていれば、解くことに困難はなかったと思われます。家族法初出題ということもあり、8～10点程度の得点はしたいところです。

以上より、記述式は30点～40点程度の得点ができれば理想的です。

【一般知識科目】 やや難化

5 肢択一式 目標とする得点 14 問中 7 問（56 点中 28 点）

全体としてはやや難化しました。原因としては、【政治・経済・社会】の難化です。

(1) 政治経済社会 昨年より難化 目標とする正解数－7 問中 2 問

23 年は易しかったですが、24 年は難しかったという声が聞かれました。

出題テーマも、歴史的な問題も複数出題されていますし、細かいテーマも多く、手も足も出ないという問題も見受けられました。ただ、情報系の問題は典型的な問題が多く、正答率は 60% を超えています。文章理解も 1 問難問以外は簡単でした。情報系＋文章理解で得点を固めて肢きりをクリアし、政経社は得点できればもうけもの、という一般知識の攻略法がそのまま生きる出題でした。

政治分野のテーマとしては、近現代の疑獄事件（問題 48）が出題されました。これは、政治に関する歴史の問題ともいえるもので難問でした。また、諸外国の革命に関する問題（問題 49）は、名誉革命、アメリカ独立戦争、フランス革命、ロシア革命など、世界史の問題でした。問題 47 は日本の議会運営に関する問題でしたがやや細かい知識が問われました。いずれも、正答率は低く、政治が得意な泣かせの問題といえます。得点自体が難しいといえます。

経済分野のテーマとしては、これも近現代の日本の不況（問題 50）が出題されました。世界恐慌やシャープ勧告、リーマンショックまで、歴史的な事件も絡めた、これも歴史問題といえる出題でした。その他、問題 51 では独占禁止法からの出題がありましたが、試験委員に独占禁止法を専門とする先生がおり、毎年のヤマとされている出題でした。そのため、正答率は 80% という高い値を示しています。ここで 1 問は正解したいところ です。

社会分野のテーマとしては、防災政策（問題 52）が出題されました。東日本大震災に関する記述もあり時事問題といえます。社会的な関心事であることも影響してか、この問題は 70% の方が正解しています。この問題も得点したいところです。問題 53 は雇用・労働に関する問題でしたが、非正規雇用、高齢者雇用など、これも時事問題といえる問題です。正答率も 60% 近くあります。

政治・経済が難しいだけに、時事問題が出題された社会分野で得点をつくるのが効率的といえるでしょう。そのためには、日ごろから、社会的関心事にアンテナをはっておく必要があります。

(2) 個人情報保護・情報通信 昨年より易しい 目標とする正解数－4問中3問

個人情報保護法関連としては、個人情報保護法（問題 54・55）、行政機関個人情報保護法（問題 56）がありました。問題 54・55 は簡単な条文問題でしたので、確実に正解しなければなりません。70%の正答率です。これに対して、問題 57 は、地方自治とも絡む問題でしたのでやや正答率は低く 55%程度でした。とはいえ、この問題も、過去問で対応できる問題でしたので、正解しなければなりません。

問題 56 がインターネット用語に関する問題でしたが、スマートフォンや、デジタル・デバイスという基本用語の意味が分かれば、組合せから答えを導き出せる問題でした。この問題も正解しなければならない問題です。情報分野の4問はすべて正解したいところです。

(3) 文章理解 普通 目標とする正解数－3問中2問

例年通り、ある程度の時間が確保できれば答えは出せる普通レベルの問題です。形式的にも新しいところはありません。

【全体の総括】

昨年同様、過去問をベースとして、基本的な条文・判例の知識を確実に身につけて、応用力を養えば合格できる試験であることに変わりはありません。

些末な知識を増やすのではなく、あくまで過去問で問われた基本的な条文・判例を理解し、さらにその周辺知識を固め、知識として吸収した条文・判例を使って具体的な事案・事例を処理する訓練を積み重ねることが行政書士試験合格のために必要かつ十分であるといえます。

採点に関しては、5肢択一問題にやや難しい問題があるものの、全員正解の問題が1問あることも影響して、9.19%の合格率となりました。

以上 講評

2、行政書士試験の対策

1. 行政書士試験の傾向

内容的に非常に細かい条文・判例知識を問う問題はあまりありませんでした。全 60 問のうち、記述式の 3 問を除いたマークシート 57 問の**半数以上が、正答率が 60%を超えるごく基本的な問題でした**（TAC データリサーチに基づく）。行政書士試験が 6 割の得点で合格ということにかんがみれば、**基本的なところをしっかりと学習していれば合格できる試験**であるといえます。反対に、正答率が 3 割を割り込むような問題は 5 問程度にとどまっており、それらの問題が得点できなくても、基本問題を確実に得点できれば、合格できる試験といえます。ここで絶対に肝に銘じておかなければならないのは、問われている知識はあくまでも基本的な条文・判例だということです。決して難しいことが問われているわけではありません。**合格に必要なのは、知識の幅を広げることではない**ということです。

問題形式面では、単純正誤問題が大多数の 40 問、組合せ問題 8 問、穴埋め問題 7 問となっています。正答率が低くなる個数問題は 2 問と少なく、基本的な条文・判例の知識とその応用力を正面から問う問題、問題形式に左右されないという意味では、**全体として良問が多かった**といえます。

2、基本的な条文・判例とは（過去問でどこまで得点できるか）

では、「**基本的な条文・判例**」、つまり「**行政書士試験に合格するために押さえるべき知識**」とは何を指すのでしょうか？

かつては「行政書士試験は過去問をすべて覚えれば合格できる。」と言われていました。確かに、行政書士試験に合格できる知識かどうかを考える上で、重要なメルクマールは、今でも「過去問」です。では、本当に過去問だけでよいのでしょうか？

そこで今年も TAC では、過去問のみを十分に学習していれば、合格ラインに達するかどうかという調査を行いました、結果は昨年同様、**過去問知識で得点できるのは 136 点**（現場思考問題 5 問を正解と考える・考えなければ 116 点）という結果になりました。

3、私たちがやるべきことは？

以上の結果から、行政書士試験は**過去問のみでは合格できない**ということになります。そうすると、過去問以外に「+α」を学習する必要が生じます。

もちろん、**過去問で出題された知識をものにしておけば4割程度（120点程度）は得点できる**ことを忘れてはいけません。ゼロから180点を自分の力だけで積み上げていくことは至難の業です。過去問をマスターして、基礎部分を作るのが一番早い方法です。

ここから導かれる対策は？

第1に、過去問をしっかりと学習し、4割得点の土台を固めることです。「過去問をやっても4割程度しかとれないから過去問はやらない」なんて考えては絶対にいけません。「過去問やればそれだけで4割の得点を積むことができるんだから、過去問は絶対にやる！」学習効率を上げるために、過去問を十分にこなしておくことが、効率的に合格を勝ち取るためのステップとしては必要なのです。さらに、「5年分・10年分で十分」というのもまったくの間違いです。貴重な過去問を捨てることは、効率性を捨てることです。過去問は全部やりましょう！これが基本的知識の核となる部分ですし、この核を作るのに時間をかけなくても、過去問をしっかりとこなせばいいわけですから、こんな楽なことはないですよ。

第2に、過去問で積み上げた120点に「+α」部分（60点～80点程度）を積み上げていくわけです。これによって、行政書士試験に堪える知識が出来上がりです。

つぎに、合格のためには、基本的な条文・判例を覚えるだけでなく、法律を理解し、応用力を身に付けることが必要な試験であることも、昨年と同様です。

全体の学習方針としては、基本的な条文・判例の知識をベースに、その「理解」を深めつつ、具体的にどのような事例で生きてくるのか、「法律を使う」という意識を持って学習を進めることです。

繰り返しになりますが、問われている知識は、あくまで基本的な条文・判例だということですので、求められているのは、それらの基本条文・基本判例を基礎とした応用力です。決して細かく難解な知識を拓ける必要はないということです。

つまり、第3に、積みあがった知識を使う練習、応用力を鍛える練習をしなければなりません。

4、過去問にプラスすべき基本的知識「+α」の見極め！

第1について私たちがやる事は明確ですが、**第2**の「+αの2割分」を積み上げることにについては、この「+α」をしっかりと見極めて学習することが効率的な合格につながります。「+α」部分とは、何を指すのでしょうか？

この見極めを間違えてしまうと、「必要ないことに時間を費やす」、「学習の効率性が失われる」などの弊害が生じ、結局合格に時間がかかってしまいます。

巷では、「過去問では受からないから、司法試験問題や司法書士試験問題まで手を伸ばせ」「公務員試験の問題を徹底的にこなせ」「司法試験の参考書をつかえ」「学者の基本書を読め」などということをよく耳にしますが、**問われているのは基本的な条文・判例です。そのようなことをする必要はありません。**それにもかかわらず、そのような風評を信じてしまうと、無駄なことに膨大な時間と労力を費やすことになります。

知識としては、**過去問で出題されたところの周辺知識（ex. 頻出条文の前後の条文や、1項が頻出であれば2項など）**です。これらを押さえれば十分です。実際に、近年は、頻出条文に加えて、その周辺知識が問われることが多くなっています。

5、応用力を鍛える！

では、第3について応用力を高めるにはなにをするか？

「**知識を使う＝問題を解くこと**」です。解くのは過去問、行政書士試験対策用の問題、さらに直前期の答練です。効率性を望むなら、他資格の問題は不要です。

6、全体としての学習指針

全体としての学習方針としては、**暗記オンリーの旧傾向からは完全に脱却し、基本的な条文・判例の理解を深めつつ、それらの条文・判例が具体的事例を意識しながら学習を進めることです。**さらに、その知識をアウトプットを繰り返すことで、使える知識に育て上げていくことです。

【参考・TAC 総合本科生の教材との関係】

行政書士試験受験者には、「行政書士試験に合格するためには、過去問のみで十分」「市販書籍を独学で学習すれば合格できる」という意識が根強く存在します。参考として、平成 24 年度・行政書士本試験の実受験者数が約 60,000 人（申込者数 76,000 人）存在するのに対して、TAC 行政書士講座の公開模試の実受験者数が約 3,000 人（申込数約 5,000 人）であることを単純比較しても、利用率が 5 % 程度であり、資格学校利用者が少ないことを物語っています。

しかし、独学で失敗し、TAC に入校してきた受験生に話を聞くと、「本試験を受けて、独学ではとても受からない難しさだと思った。」という声を多く耳にします。

つまりは、過去問をベースとして「 $+\alpha$ 」を見極め、さらに応用力を鍛えることを独学で行うことが、いかにむずかしいかということだと思えます。

受講生からすれば、合格基準点の 180 点を得点するための、「 $+\alpha$ 」の部分、効率的に学習できるかどうか、応用力を鍛えるだけの問題を提供してくれるかどうか、TAC を利用する価値があるかどうかの基準になるといえるでしょう。

この点について、TAC 行政書士講座・インプット教材のベースとなる「基本テキスト」（総合本科生で使用）は、過去問で出題されたところをベースとし、それに肉づけする形で作成しています。その「基本テキスト」についても、このテキストを使用した場合の得点可能性を調査したところ、今年の問題であれば 222 点の得点が可能（昨年は 212 点）となっています。

合格点が 180 点（300 点満点）の試験であることを考えると、非常に学習効率の良いテキストといえ、受講生のニーズに十分耐えうるものとなっています。「基本テキスト」に記載されている知識のみをベースに、アウトプットの訓練を積み重ねることができれば、行政書士試験に「効率的に」合格するという目的は達せられるといえます。

3. 行政書士試験に合格するには？ (効果的な学習方法)

(1) 得点戦略

① 行政書士に必要な法令等（出題数 46 題－244 点/300 点）

{	基礎法学－	(2 問 8 点)	配点小・分量多・難易度易
	憲法	－ (6 問 28 点)	配点中・分量少・難易度易
	行政法	－ (22 問 112 点)	配点大・分量多・難易度中
	民法	－ (11 問 76 点)	配点大・分量多・難易度高
	商法	－ (5 問 20 点)	配点小・分量多・難易度高

② 一般知識等（出題数 14 題－56 点/300 点）

⇒ 40%（24 点）以上の得点必要。

{	政経・社会一	(7 問 28 点)	配点小・分量多・難易度高
	情報通信・個人情報保護		
	一	(4 問 16 点)	配点小・分量少・難易度中
	文章理解	一 (3 問 12 点)	配点小・分量多・難易度低

(2) 学習の中心に据えるべき科目の選択

- | | |
|---|-------------------------------|
| { | ① 配点が高い科目を得点源にする必要があります。 |
| | → 行政法、民法 |
| | ② 学習分量が少なければ、短時間の学習で得点に直結します。 |
| | → 憲法、情報通信・個人情報保護 |
| | ③ 難易度が易しければ、短時間の学習で得点に直結します。 |
| | → 憲法 |

これらの科目を、学習の中心に据えることが、効率的に短期合格するための秘訣です。

(3) 学習方法

⇒ **インプット、アウトプットを同時並行で繰り返す。**

まずは、基本的な法律知識をインプットします。つぎに、インプットした知識がどのような形で問われても答えられるように、また、知識の定着、知識の正確性を高めるために、アウトプット（実際の問題を解くこと）の練習をします。

こまめにインプットとアウトプットを繰り返すのがコツです！！

(4) 戦略的タイムマネジメント

① まずは残り時間を算出してください。

- ・ 1週間で勉強に割くことができる時間は、週_____時間。
- ・ 残り_____週 × 週_____時間 = 本試験までに残された時間

② 多く出題される部分に多くの時間を割くのが効率的です。

【法令科目】(81.3% 244/300) 残り時間×約 0.82＝法令の残り時間

(_____時間) × 約 0.82 = 法令の残り時間 (_____時間)

- | | | |
|---|----------------------|-------------------------------|
| { | ① 基礎法学 (2.6% 8点) | 配点小・分量多・難易度易 |
| | (_____時間) × 約 0.03 = | 基礎法学の残り時間 (_____時間) |
| | ② 憲法 (9.3% 28点) | 配点中・ 分量少 ・ 難易度易 |
| | (_____時間) × 約 0.10 = | 憲法の残り時間 (_____時間) |
| | ③ 行政法 (37.3% 112点) | 配点大 ・分量多・難易度中 |
| { | (_____時間) × 約 0.38 = | 行政法の残り時間 (_____時間) |
| | ④ 民法 (25.3% 76点) | 配点大 ・分量多・難易度高 |
| | (_____時間) × 約 0.24 = | 民法の残り時間 (_____時間) |
| { | ⑤ 商法 (6.6% 20点) | 配点小・分量多・難易度高 |
| | (_____時間) × 約 0.07 = | 商法の残り時間 (_____時間) |

【法令科目の得点戦略】

配点の高い**行政法**、**民法**と、学習分量が少ない**憲法**を得点源とします。

【一般知識等】(18.6% 56点) 残り時間×約 0.18＝一般知識の残り時間

(_____時間) × 約 0.18 = 一般知識の残り時間 (_____時間)

- | | | |
|---|----------------------|-----------------------|
| { | ① 政経社会等 (9.3% 28点) | 配点小・分量多・難易度高 |
| | (_____時間) × 約 0.08 = | 政治等の残り時間 (_____時間) |
| | ② 情報公開等 (5.3% 16点) | 配点小・ 分量少 ・難易度中 |
| { | (_____時間) × 約 0.06 = | 情報公開等の残り時間 (_____時間) |
| | ③ 文章理解 (4.0% 12点) | 配点小・分量多・難易度低 |
| { | (_____時間) × 約 0.04 = | 文章理解の残り時間 (_____時間) |

【一般知識の得点戦略】

基準点 (6問 24点) をクリアすることが目標です。

情報通信・個人情報保護で4問、文章理解で2問の得点を目指します。

※ここで算出した時間を、巻末 400 時間表に割り振ります。勉強してもしなくても、一日の勉強予定時間分をマーカーしていきます。

<参考資料>

平成24年度・記述式問題&行政書士試験研究センター発表の解答例

問題44 Xは、A県B市内に土地を所有していたが、B市による市道の拡張工事のために、当該土地の買収の打診を受けた。Xは、土地を手放すこと自体には異議がなかったものの、B市から提示された買収価格に不満があったため、買収に応じなかった。ところが、B市の申請を受けたA県収用委員会は、当該土地について土地収用法48条に基づく収用裁決（権利取得裁決）をした。しかし、Xは、この裁決において決定された損失補償の額についても、低額にすぎるとして、不服である。より高額な補償を求めるためには、Xは、だれを被告として、どのような訴訟を提起すべきか。また、このような訴訟を行政法学において何と呼ぶか。40字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

B	市	を	被	告	と	し	て	、	補	償	の	増	額	を
求	め	る	訴	訟	を	提	起	す	べ	き	で	あ	り	、
形	式	的	当	事	者	訴	訟	と	呼	ぶ	。			

問題45 AがBに金銭を貸し付けるにあたり、書面により、Cが保証人（Bと連帯して債務を負担する連帯保証人ではない。）となり、また、Dが物上保証人としてD所有の土地に抵当権を設定しその旨の登記がなされた。弁済期を徒過したので、Aは、Bに弁済を求めたところ、Bは、「CまたはDに対して請求して欲しい」と応えて弁済を渋った。そこで、Aは、Dに対しては何らの請求や担保権実行手続をとることなく、Cに対してのみ弁済を請求した。この場合において、Cは、Aの請求に対し、どのようなことを証明すれば弁済を拒むことができるか。40字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

C	は	、	B	に	弁	済	の	資	力	が	あ	り	、	か
つ	、	執	行	が	容	易	で	あ	る	こ	と	を	証	明
す	れ	ば	弁	済	を	拒	絶	で	き	る	。			

＜平成 23 年度・本試験 問題 16＞

A 県収用委員会は、起業者である B 市の申請に基づき、同市の市道の用地として、2000 万円の損失補償によって X 所有の土地を収用する旨の収用裁決（権利取得裁決）をなした。この場合についての次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 X が土地の収用そのものを違法として争う場合には、収用裁決の取消しを求めることとなるが、この訴訟は、B 市を被告とする形式的当事者訴訟となる。×
- 2 収用裁決が無効な場合には、X は、その無効を前提として、B 市を被告として土地の所有権の確認訴訟を提起できるが、この訴訟は、抗告訴訟である。×
- 3 X が収用裁決に示された損失補償の額に不服がある場合には、A 県を被告として、損失補償を増額する裁決を求める義務付け訴訟を提起すべきこととなる。×
- 4 X が収用裁決に示された損失補償の増額を求める訴訟を提起する場合については、裁決書が送達された日から法定の期間内に提起しなければならない。○
- 5 収用裁決に示された損失補償の額について、高額に過ぎるとして B 市が不服であるとしても、行政機関相互の争いで、法律上の争訟には当たらないから、B 市が出訴することは許されない。

×

＜基本テキスト・記述マスターへの道＞

A は、B が C から 100 万円を借りる際に、保証人になった。C は B に対して債務の履行を請求したが、B からは弁済を受けられなかったので、今度は、A の財産から回収を図ろうと考えた。この場合、A が、C にまず B の財産について執行をしてもらうためには、どのようなことをする必要があるか。40 字程度で記述しなさい。

（解答例）

A が、B に弁済をする資力があり、かつ、執行が容易であることを証明する必要がある。

問題46 次の文章は遺言に関する相談者と回答者の会話である。〔 〕の中に、どのような請求によって、何について遺言を失効させるかを40字程度で記述しなさい。

相談者 「今日は遺言の相談に参りました。私は夫に先立たれて独りで生活しています。亡くなった夫との間には息子が一人おりますが、随分前に家を出て一切交流もありません。私には、少々の預金と夫が遺してくれた土地建物がありますが、少しでも世の中のお役に立てるよう、私が死んだらこれらの財産一切を慈善団体Aに寄付したいと思っております。このような遺言をすることはできますか。」

回答者 「もちろん、そのような遺言をすることはできます。ただ「財産一切を慈善団体Aに寄付する」という内容が、必ずしもそのとおりになるとは限りません。というのも、相続人である息子さんは、〔 〕からです。そのようにできるのは、被相続人の財産処分の自由を保障しつつも、相続人の生活の安定及び財産の公平分配をはかるためです。」

(下書用)

10

15

遺	留	分	減	殺	請	求	に	よ	り	、	被	相	続	人
の	財	産	の	2	分	の	1	の	限	度	で	、	遺	言
を	失	効	さ	せ	る	こ	と	が	で	き	る			

＜ミニテスト民法⑩ 問題5＞

Xには配偶者Aと子Bがいたが、Xは全財産をYに遺贈する旨の遺言書を残して死亡した。この場合、子Bは、遺贈を受けたYに対して、どの範囲でどのような請求ができるか、40字程度で記述しなさい。

(解答例)

相続財産の4分の1につき、遺留分減殺請求権を行使して、その返還を請求できる。

(36字－1028条2号、1031条参照)

〔解説〕(基本テキストP.452、453)

相続人たる子・配偶者・直系尊属には、遺留分がある(1028条柱書)。「遺留分」とは、相続財産中、必ず相続人に残さなければならないとされる財産の割合のことを指す。

遺留分の割合は、直系尊属のみが相続人である場合には被相続人の財産の3分の1(1028条1号)、それ以外の場合には被相続人の財産の2分の1となる(1028条2号)。これは、遺留分権利者全体に残されるべき割合のことであり、各遺留分権利者の個別的遺留分は、この全体的な遺留分に法定相続分の割合(900条)を乗じたものとなる。

ただし、遺留分を侵害するような遺言も直ちに無効となるわけではなく、遺留分を侵害された相続人が、その遺留分を侵害した遺贈または贈与を受けた者に対して、遺留分減殺請求権を行使して、必要な限度で返還請求ができるにすぎない(1031条)。

したがって、遺留分を侵害された子Bは、自己の個別的遺留分である相続財産の4分の1について遺留分減殺請求権を行使して、当該財産を取り戻すことが可能である。

TAC 行政書士講座・行政書士合格発表・特別企画
「行政書士試験の攻め方」レジュメ

<付録>

[illegible]

本試験分析シート①・過去問得点調査

	昭和62年～	平成13年～	平成19年～	備考
基礎法学1	△	△	△	
2	×	×	×	
憲法3	△	×	×	
4	◎	△	×	
5	◎	×	×	
6	現場思考×	現場思考×	現場思考×	
7	×	×	×	
行政法8	×	×	×	
9	×	×	×	
10	◎	×	×	
11	◎	◎	◎	
12	◎	◎	◎	
13	×	×	×	
14	◎	◎	◎	
15	◎	◎	×	
16	◎	○	○	全員正解・二つとも解けるか。
17	△	△	×	
18	×	×	×	
19	現場思考×	現場思考×	現場思考×	
20	◎	◎	×	
21	×	×	×	
22	×	×	×	
23	×	×	×	
24	◎	○	△	
25	◎	○	△	
26	×	×	×	
民法27	×	×	×	
28	◎	◎	◎	
29	×	×	×	
30	×	×	×	
31	×	×	×	
32	◎	◎	×	
33	△	△	×	
34	△	×	×	
35	×	×	×	
商法36	◎	◎	×	
37	◎	◎	×	
38	○	△	△	
39	○	○	○	
40	◎	◎	×	
多肢41	4点	2点	2点	
42	0点	0点	0点	
43	8点	8点	4点	
記述式44	20点	20点	20点	
45	0点	0点	0点	
46	0点	0点	0点	
一般47	×	×	×	
48	×	×	×	
49	×	×	×	
50	×	×	×	
51	×	×	×	
52	×	×	×	
53	×	×	×	
54	×	×	×	
55	◎	◎	◎	
56	△	△	△	
57	◎	◎	◎	
文章58	現場思考	現場思考	現場思考	
59	現場思考	現場思考	現場思考	
60	現場思考	現場思考	現場思考	

◎ 18=72	12=48	6=24
○ 2=8÷2=4	4=16÷2=8	2=8÷2=4
△ 6=24÷3=8	6=24÷3=8	5=20÷3÷6
× 28=0	32=0	41=0

素点 32点 30点 26点 多肢・記述

合計点 116点(136点) 94点(114点) 60点(80点)
()は現場思考問題5問を加えた場合の得点

本試験分析シート②(インプット教材との関係)

	トレーニング	基本テキスト	実戦テキスト※	※現・実力キープアップテキスト
基礎法学1	△	○	×	
2	×	×	×	
憲法3	△	△	◎	
4	◎	◎	◎	
5	◎	◎	◎	
6	現場思考	現場思考 ◎	現場思考 ◎	
7	×	×	×	
行政法8	×	△	◎	
9	×	○	○	
10	◎	◎	◎	
11	◎	◎	◎	
12	◎	◎	◎	
13	×	△	△	
14	◎	◎	◎	
15	◎	◎	◎	
16	◎	◎	◎	
17	△	◎	◎	
18	×	◎	◎	
19	現場思考	現場思考◎	現場思考◎	
20	◎	◎	◎	
21	×	◎	◎	
22	×	△	×	
23	×	◎	◎	
24	◎	◎	◎	
25	◎	◎	◎	
26	×	×	△	
民法27	×	◎	○	
28	◎	◎	◎	
29	×	◎	◎	
30	×	×	×	
31	×	◎	◎	
32	◎	◎	◎	
33	△	○	○	
34	△	◎	◎	
35	×	○	△	
商法36	◎	◎	◎	
37	◎	◎	◎	
38	○	◎	◎	
39	○	◎	◎	
40	◎	△	○	
多肢41	4点	4点	4点	
42	0点	0点	0点	
43	8点	8点	8点	
記述式44	20点	14点	14点	
45	0点	20点	20点	
46	0点	20点	20点	
一般47	×	△	×	
48	×	×	×	
49	×	△	×	
50	×	◎	×	
51	×	◎	×	
52	×	×	×	
53	×	×	×	
54	×	◎	◎	
55	◎	△	○	
56	△	○	×	
57	◎	◎	△	
文章58	現場思考	現場思考	現場思考	
59	現場思考	現場思考	現場思考	
60	現場思考	現場思考	現場思考	

◎ 18=72	31=124	29=116
○ 2=8÷2=4	5=20÷2=10	5=20÷2=10
△ 6=24÷3=8	8=32÷3=10	4=16÷3=5
×	7=0	13=0
素点 32点	66点	66点

合計点 136点(116点) 222点(202点) 209点(189点)

()は現場思考問題5問を除いた場合の得点
は、基本テキストでフォローできなかった問題